

平成23年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成23年6月10日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第36号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について  
日程第2 議案第37号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について  
日程第3 議案第38号 平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）  
日程第4 議案第39号 平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第5 議案第41号 平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	熊谷	祐子
3番	西岡	一成	4番	庄田	昭人
5番	森	治久	6番	棚橋	敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野	藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	土田	裕
11番	小寺	徹	12番	若井	千尋
13番	清水	治	14番	山田	隆義
16番	若園	五朗	17番	星川	睦枝
18番	藤橋	礼治	19番	小川	勝範

本日の会議に欠席した議員

15番 土屋 隆 義

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊 田 正 利
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	伊 藤 脩 禰
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	高 田 薫

福祉部長	宇野睦子	都市整備部長	福富保文
調整監	岩田勝之	環境水道部長	弘岡敏
会計管理者	馬淵哲男	教育次長	林鉄雄
監査委員 事務局長	松井章治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮康弘	書記	今木浩靖
--------	------	----	------

開議の宣告

議長（星川睦枝君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 36 号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第 1、議案第 36 号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2 番（熊谷祐子君） おはようございます。議席番号 2 番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第 36 号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、質疑をさせていただきます。

昨年 の 第 3 回、9 月でしたが、定例議会において、私は瑞穂市子どもの読書活動推進計画の策定について、計画の有無を発言させていただきましたところ、平成 23 年度、今年度策定に向けて市は計画しているという御答弁をいただきました。今年度最初の 6 月議会において議案が提案されました。計画を策定するだけでしたら、既に全国で制定されている自治体がございますので、これをネット検索し、極端に言えば切り張りすれば形は整いますが、議案提案の資料にございますとおり、12 名の審議会の委員と、作業部会もつくり、5 年間にわたって計画を実行していくわけです。

そこで、まずお尋ねしたいと思います。2 点お尋ねいたします。

まず 1 点、瑞穂市の子どもの読書活動推進計画を策定するに当たり、この計画策定の重要性をどのように御認識されているか、お聞かせいただきたいと思います。

2 点目として、瑞穂市の現状からいって、具体的に乗り越えるべき課題は何と認識なさっていらっしゃるでしょうか。そして、この課題をどのように解決していきたいと意気込みをお持ちか。具体的な御認識をお聞かせいただきたいと思います。

まず、以上 2 点、お尋ねいたします。あと計画の少し具体的なこともお聞きしたいと思います。以下、自席でお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 議員の質問にお答えをいたします。

子どもの読書活動推進計画の策定の重要性という、その認識でございますが、これまで子ど

もたちの文字離れとか、読書生活が非常に貧困になってきているというような指摘がある中で、学校は学校で図書館の主任を中心に努力して、少しでも子どもたちの読書活動が豊かなものになるように、図書館祭りをしたり、読書週間を位置づけたりしながら、また夏休みには読書感想文というコンクールに応募したりといった、そういうことをしてきておりました。これは、小・中学校はそうしたということでございます。

それからまた、保育所、幼稚園につきましても、子どものために蔵書を少しでも確保して、そしてそういった読書の機会というか、指導の場面においても読み聞かせとか、保育士が子どもたちを集めて一生懸命読み聞かせているということは常時行われていると。

そして、家庭においてはということで、本当に読書の重要性を認識されている家庭においては、そういった機会を多く持っていていただいていると思っておりますし、またうちの市立図書館に、本館の方は大人を中心に、そして別館の方は小さい子を中心にと、子育ての親さん、それから子どもたちのためにということで、非常に特色のある図書館をつくっていただいておりますが、それぞれがばらばらといいますか、それぞれがそれぞれにやっているという状況の中で、国、それから県が子どもの読書活動をどうしていくかということを中心に大きな問題として取り上げてきていると。これは子どもの学力問題にも絡む話で、やはり文字文化が少し子どもたちにとって貧困になっているというところの解決の一つの手だてとして、読書ということの重要性が認識されていると。

そこで、私どもとしては、何とかなくてはならないという思いは以前より強くあったわけですが、幼保の一元とか、子育ての一元ということで、私どもに誕生から巣立ちまでの間を一元的に見ていくという体制を整えていただきましたので、これを機会にやらねばならない。やるとしたら、教育委員会がイニシアチブをとるんだというところで、ちょうど機が熟しているというのか、タイミングよく子ども読書活動推進計画の策定という段取りになっていったと。

市の子ども読書活動推進計画については、法律の第9条にもありますとおり、その地域の実情に応じてつくることが強く大事に指摘されておるところでございます、瑞穂市内の子どもたちの実態といったことについても、十分に実態を把握しながら策定していかななくてはならないと、そういうふうに思っております。この策定委員会、作業部会を通じて、その実態を十分に把握して策定していきたいと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） ただいま重要性と、それから瑞穂市の課題について御答弁いただきましたが、資料に計画策定の背景と理由が8点書いてございまして、7点までは読書に関しての国や県の動き、そして8番目が市のことでございますが、この中で2番ですね。日本の学力の低

下が国家的な課題になっております。これに向けて、資料2の四角の中にございますように、子どもの読書活動の推進に関する法律や、文字・活字文化振興法や教育法、図書館法が次々と改正されております。

文字・活字文化振興法は、超党派の国会議員で策定されたもので、これも日本の子どもの学力低下、OECDが主催したPISAという学力テストの中で、新しい学力と言われておりますが、情報や知識をどのように使うかと。これが先進国の中では非常に低いということで、読書が非常に大事だということが指摘されております。そういう国際的な中での日本の課題というのを御認識の上、計画を策定していただきたいと思っております。

あと、具体的なことについて伺います。

委員会のメンバーについて、議案の中にございますが、12名ということですが、それぞれ何名ずつを考えていらっしゃるのでしょうか。12名の内訳をお聞かせいただきたいと思っております。  
議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

ここの議案の中の構成メンバー、ここに書いてあるとおりでございますが、ほづみ幼稚園、または小・中学校の保護者を代表する者、これは保護者の代表という役割ですので、現在のところは1名を考えておると。それから、ほづみ幼稚園長、または小・中学校長を代表する者ということで、これは幼稚園、小・中学校を代表して1名、それから瑞穂市立保育所長を代表する者ということで保育所の代表を1名。それから関係団体の代表者ということで申しますと、読み聞かせのグループがあります。大変歴史もあって人数も多く抱えてみえるような、平仮名で何とかといった団体もあるわけですが、そのような方を1名お願いしたいと。小学校にも読み聞かせに出かけておっていただいたり、いろいろ子どもの実態もよくつかんでみえるということで、読み聞かせグループの方から1名。それから行政関係ということで学校教育課、それから幼児支援課、それから担当します生涯学習課からそれぞれ1名というような形で、今足し算ができておりませんが、まだ12名になっていませんか。なっていないればまだいるはずなんです、ちょっとばらばらに資料を持っておりますので、整理できておりませんが、識見を有するという形については、結局、学校図書館の方で図書館を担当している学校図書館司書という中からまた代表で来ていただくというような形で考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 資料によりますと12人以内ですから、以内なら少なくてもいいわけですが、今の御説明によると8名になりますね。なるべく12人ぎりぎりいっぱい、行政、それから図書館、学校、保育所、関係団体、すべてがそれぞれの責務を果たし連携することというふうに法律でなっておりますので、そういうところを、聞いていただけますでしょうか。全部、できる

だけ識者も含めて12名いっばいに構成していただきたいと思います。

今の御説明の中で、会派の説明の中では、関係団体の代表としては社会教育委員とPTAの連合会代表だとお聞きしましたので、今の読み聞かせ団体代表とはちょっと違っていますが、そこはどちらでしょうか。それから、識見を有する者が、こちらが読書サークルお話の会から選ぶという御説明をいただいておりますが、このところがちょっと食い違っておりますが、もう一度御説明ください。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 説明の仕方が、大変整理できていなくて申しわけありません。

社会教育委員会の代表の方とか、それからPTAというのは結局保護者の代表というような形で考えておるといことです。また、読み聞かせの代表ということについても、これは地域の幼い子どもたちの読書の実態を十分に把握していただいて、実際の活動を推進しておっていただくということで、これは識見というよりは本当にその地域の代表というような形でお願いしたいと思っております。

また、こういった委員の方が、議員指摘されるように、いろいろな団体関係から幅広く人選をしてほしいという指摘ですが、実際、これを推進していく段階を考えてみますと、一部の人間がつくった青写真を実動部隊が知らないでということではいけませんもんで、実際子ども読書活動にかかわっておってくださる方をお願いして、それも学校であったり保育所であったり、家庭であったり、地域であったりということで、幅広くということで検討してまいりたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 本当にそのとおりだと思います。

一部の方で計画したものを実動部隊の現場の方たちが知らずに、ただ手足となって動くということではこの法律の趣旨に反しますので、そのところは横山教育長のおっしゃられたとおりだと思いますので、御配慮いただきたいと思っております。

もう一度お聞きしますが、関係団体というのは社会教育委員、PTA代表なんでしょうか。それとも、読み聞かせ団体といいますけど、本当は関係団体は広く言えば読書団体ですね。ですから読書サークルなんか入ると思うんですが、今2点お聞きしておりますが、関係団体というのは社会教育委員、PTA代表なのかどうかということと、もう一つは読書団体ですね。関係団体というのは、どこの行政でも読書団体を選んでおりますので、この読書団体というのは市には幾つあるんでしょうか。そして、ここから幾つの団体から何人選ぶんでしょうか、ちょっとお答えいただきたいと思っております。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 先ほども申しましたが、PTAについては保護者の代表ということで、関係団体としては読書に携わっておっていただくということで、今、議員に指摘していただいたような読書サークルですね。これはこの法律が18歳までの子どもということで、学校を離れた子どもたちも含めた範囲でございますので、読書サークルについても、それから読み聞かせの会についても、それぞれ委員さんとしてお願いしたいという考えで、事務局は、先ほど説明できませんでしたが、実際、その予定で動いております。

読み聞かせのグループということですが、私も十分認識していないんですが、二つ、三つはあると思っておるんですが、ピッピという団体、それからポマト、かんがるう、キンギョクラブというような団体があって、その中で、ほかにも外国の絵本の交流会みたいな団体、それぞれいろんな団体が子どもたちの読書活動についてかかわっておっていただけるということですが、今のところ、これは実際の読み聞かせとか子どもたち、小・中学校とか、保育所、幼稚園なんかは特に重なっていくと思うんですが、その読み聞かせという読書活動にかかわって認識というか見識がある団体だと思いますので、そちらの方から、特に構成の人数が多い団体になりますね。そういったところから十分意見をいただきたいなあと考えているところです。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 読み聞かせ団体を含めて、読書団体からは全部出したいということをおきの答弁で言われましたが、今は人数の多いところから選びたいという訂正でよろしいですね。

それで、この23年度の生涯学習の御案内によりますと、読書団体は三つしか出ていませんね。かんがるうと、あと読書は瑞穂市読書サークル協議会、家族読書サークル協議会と三つしか出ていませんが、私はずっと生涯教育が非常に大事だということをおこの議場で一般質問してまいりました。

それに応じて、文化協会と体育協会以外にも、市の施設を使っている団体がようやくこの薄っぺらいのに載るようになり、しかしホームページには、市の生涯学習団体、スポーツも含めてですね。これは一切、市がやること以外は、自主的な市民団体、まして読み聞かせなどは趣味というよりは公益団体に当たるわけですから、自分の会がほかの人のために活動するという公益団体を補助、支援して育成してほしいということをたびたび申し上げてまいりましたが、こういうところにも今度計画を策定するに当たって、そういうことをしっかり把握してこなかったという点が、私にとりましてはちょっと手薄だったということが見えると思いますので、これを機にしっかりと育成、支援をしていく。

そして、市の読書関係のサークルがどれだけあるのか。今、読み聞かせ団体だけで五つあるということをお初めて知りましたが、国を挙げて、県を挙げて、市を挙げて取り組まなければならないという課題になっておりますので、こういうものをもっと広く市民に知って参加してい

ただけるような体制をつくっていただきたいと思います。

次に、識見を有する者ということでお尋ねいたしますが、これは現在までの御答弁ではお名前が出ておりませんが、識見というのを辞書で引いてみますと、いろいろな事柄について正しい認識、見解を有し、正しい判断ができる者ということになっていまして、学識経験者とは違うんですね。学識経験者というのは学問もやっていて、さらに識見を有していると。学識経験者というふうに市はなっていないというところは、ちょっと片手落ちだと思いますが、心もとない感じがいたしますが、識見を有する者としてはどなたをお考えでしょうか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 先ほど紹介させていただきましたが、学校図書館司書教諭を考えておるといことです。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 失礼ながら、大変貧弱じゃないかと思ます。

申し上げますならば、5月22日に、岐阜市の教育委員会が主催して、これからの岐阜市の教育を考える会というのが、細江市長も安藤教育長も参加して、岐阜の市民会館で開かれましたが、このときにお二方講師が見えましたが、うちお1人は現在の山県市、旧高富町出身、東大卒の、現在、都留文科大学副学長をしていらっしゃる福田誠治さんと言われます。この方は、この資料にありますOECDのやっているPISAの学力テストに大変詳しく、ここに本も御本人からいただいたものがございまして、本も出していて、その方をお呼びしてそういう会を岐阜市は開き、そして岐阜市長の認識の浅さも会場でも指摘なさるほどの方でした。その会の最後に、岐阜市長が福田先生に言われたことが、これから岐阜市の、ぜひ教育のアドバイザーになっていただきたいということを依頼されました。この方は高富町におうちを持っていらっしゃるの、月に1回必ず帰られて、長期の休みにも、それで岐阜市もそういうことができるんだそうですが、私もたびたびお会いする機会に恵まれておりますが、例えばこういう方ですね。

あと、中部学院大学は司書教諭の課程を持っていますね。こういう方を識見者として御依頼し、ぜひ瑞穂市の生涯学習、学校教育、そして読書計画のレベルをこの際一気に上げていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 現在のところ、現在の案で進めていこうと思っておるところで、よそからということよりも、この地域で子どもの読書活動推進に携わってくださっている方を中心にまとめ上げたいと考えております。

〔挙手する者あり〕



議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 大変残念だと思います。

日本の子どもの学力は、国際的、国家的な課題になっておりますので、ぜひそういう御認識のある方が、岐阜市のアドバイザーにもなり、そして月1回は必ず御自宅に戻られて、全国で300ヵ所以上講演をなさっているそうです。しかし、教育関係者の御認識は本当に低く、いつも徒労に感じていますと5月22日に発言なされましたが、岐阜市はこれからアドバイザーでお願いするということですが、この場で御回答は求めませんが、ぜひむげにお断りにならずに、識見者というにふさわしい方をお1人お選びいただきたいと思います。

次に、公募委員の募集は考えられませんか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 実際に子どもの読書活動推進に携わってくださっている方でつくり上げたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 非常に狭量だと思うんですね。狭いというか、もっと、例えば退職教員ですかね、そういう方もお見えでしょうし、現在何もしていなくても読書に非常に関心を、これは趣味的なものから読書というのはなっていますから、もとはですね。そういうことでまちづくりに参加したいという人もいるでしょうから、先ほどのように、上げていっても8名しかいないような状態ですと、瑞穂市の読書計画、学力、それから子どもがふえ続けている中で、市全体でこの計画をつくり上げ、5年間にわたって見守っていくと。5年間にわたるということは、ここにいる方はほとんどもういなくなるような状態の中で、失礼ですが、ほとんどですよ。そういう状態の中で、長期の計画を立てて後追いをしていくわけですから、ぜひこの計画は最初にしっかりとしたものをつくっていただきたいと思うわけですね。

いま一度、識見者と公募委員をもう一回考え直してみる程度でもいいんですが、構成委員のことで。それとはっきり考える理由、手落ちはないということなのか、もう一回、ちょっと御確認をお願いします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 先ほどから繰り返しますが、現在、子どもの読書活動の推進を図っておっていただく方のお考えを尊重してまとめ上げていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 現在じゃないんです。これから5年間、そして将来の、今の子どもたちですね。将来の子どもたち、これから5年たてば子どもはまた成長するわけで、将来の瑞穂市

民、日本の国民を育てるという視野をぜひお持ちいただきたいと思います。

もう一つ、ネット検索しますと、子どもの読書活動推進計画の中を全国の検索しますと、図書館協議会委員代表が委員に入るとか、またはこの計画を素案ができた段階で図書館協議会に諮ると、そういう自治体がございますが、私は、図書館協議会がこのまちにないということで少し調べたことがございますが、それによりますと、穂積町のときにはございましたが、合併に伴って廃止されております。社会教育委員会で事足りるという理由だそうです。議事録も残っておりませんし、当時の図書館協議会委員の名簿もございません。記憶によって何人かは拾い上げさせていただきましたが。

図書館というのは、社会教育法の中にさらに図書館法がつくってあるぐらい、そして現在、図書館に関する法律をこれだけ矢継ぎ早につくっているぐらい、読書というものが大事にされているわけですね。それを瑞穂市はなくしたわけですし、非常に時代の課題に逆行する動きでございますが、これを機に、瑞穂市の図書館協議委員会の設置を前向きに考えていくというお考えはいかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 読書の協議会について、社会教育委員の会がそのかわりをするというようなことを、そういう流れについては十分認識はしていないんですが、現在は議員指摘のとおり、社会教育委員会において図書館について話題にしているというところですが、私は子どもの読書活動推進計画が18歳までという大変幅広い層ですし、またこれはやがて18歳を超えて大人の読書生活ということも話題になっていくべきものだろうと思います。

そういう意味で、これは瑞穂市の子どもという冠がつかますけれども、読書活動の推進計画の策定委員会の方々の御意見をいただきながら進めていくことが、協議会の機能もあわせ持っていくのではないかなあとということで、まずはこの策定委員会を通して策定することが大事なことであって、その過程において、協議会的な中身についても考えていくことは可能ではないかなあと考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 私はいつも発言をはっきり言い過ぎて嫌われていると自覚しておりますが、あえて申し上げますが、この機に現在の市のレベル、ひたすらやるということは、子どもたちが育っていく、そして瑞穂市が育っていくと。これから大変な時代に自治体も子どもたちも育っていくという観点からは、非常に心もとない計画の体制だというふうに思わざるを得ません。狭い視野や御認識をこの際、本当に伸びていく瑞穂市、そして特徴がないと言われている瑞穂市で、子どもがふえ続けている瑞穂市の国際的、国家的な学力を上げなきゃならない。それにはもう読書だということが言われているわけですね。

今の日本の教育は、発展途上国の教育だと、国際的に指摘されております。もう基礎学力の時代ではなく、知識と情報の使い方を学ぶのが学力だということが指摘されておりますので、そのためには小さいときから読書に親しみ、一つの言葉も、どういう文脈の中でどういう意味で使われているかを子どもに認識させていかなければならない。これを情報リテラシー、総合読解力というふうに言われておりますが、これを日本の子どもたちは身につけていかなければ、国際的に日本は生き残れないと言われていた時代でございます。

ぜひ、今私が申し上げたようなことを、初めて聞かれるようなことなのかもしれませんが、教育委員会のトップのお二方が勉強していただきたいと私は申し上げたいと思います。

それから、あと中学校卒業以上ですね。中学校までは入りましたが、子どものというのは18歳までというふうになっていきますので、16歳から18歳まではどのように補完をするお考えでしょうか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） そういったことも含めて検討していきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） そういうことも含めてと言われましたので、中学校以上も含め、識者も含め、関係団体を把握するというのも含め、もう一つ公募委員も含めて、だれでも、どの人でも、どの部署の方でも、現在以上のことは、力不足でだれでもこれはできないわけですね。そこは人に聞いたり助けてもらったり、識者にも助けてもらったり、そういう情報を得て、ぜひ自分の力を超えるものを未来に向けてつくると。

現在の瑞穂市の行政の方々は、特に教育委員会、生涯学習課の方々は、今の子どもたち、未来の子どもたち、未来の瑞穂市に責任をそれだけ持っている。非常に重要な計画ですので、そのところを十分御認識、お勉強されて取り組んでいただきたいと要望を申し上げて終わりたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 言葉どおりに受け取っていただきたいんですが、それらも含めてというのは、中学校まではそれぞれの指導の場面もあるんですが、18歳というと卒業後ということですので、その期間も含めてということで検討していきたいと思っております。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 森 治久君。

5番（森 治久君） 議席番号5番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、御見識の高い、また御見解の高い熊谷議員の後で大変

恐縮ではございますが、1点だけお尋ねをさせていただきます。

こちらの基本方針の中に、子どもの読書環境の整備・充実という文言がございますので、その点で1点御質問をさせていただきます。

今現在、小・中学校の図書室において、バーコード化の整備がされているのは穂積小学校と本田小学校の2校であったと思っておりますが、今後、この計画を策定されていく中で、行政、教育委員会としては、子どもの読書環境の整備・充実ということで、全小・中学校のバーコード化を行政主導の整備計画の中でされていくのかどうなのか、御見解をお尋ねさせていただきます。以上でございます。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） それぞれ小・中学校、それから保育所、幼稚園、それから図書館、各家庭がそれぞれの蔵書とか活用について検索をしたり、楽に調べるといえるか、そういうことができるということは大変重要なことだと思っております。

ただし、大変お金もかかる話ですので、順次検討していきたいと思っております。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

#### 日程第2 議案第37号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第2、議案第37号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

#### 日程第3 議案第38号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第3、議案第38号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 4番 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

議席番号4番 庄田昭人です。

議案第38号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について、質問をさせていただきます。

補正予算書3ページ、歳入について質問をさせていただきます。

款20の市債について、1億5,000万円の内容、内訳、また今後の流れについて説明をお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） それでは、ただいまの庄田議員の御質問にお答えさせていただきます。

その前に、今回の補正予算（第1号）につきましては、御存じのとおり肉づけ予算という形をとらせていただいております。その中で、当初予算を含めて、まずこの財源を充当する一般財源を見直す、さらに起債の活用、特に合併特例債となろうかと思いますが、その点。さらに、基金を確保しながら活用していこうということで、全体を見直す形で財源を充当するというところで検討させていただきました。

その結果、御質問の1億5,000万円の地方債の発行ということでございますが、予算書の5ページをごらんいただきたいと思いますが、1億5,000万円の内訳としましては、追加で提案させていただいております巢南中学校校舎の整備ということで1億4,000万円。これにつきましては、当初予算は合併特例債を充当するというものを検討中ございましたので、当初はこれ1億5,000万円、公共施設整備基金から繰り入れをするということで対応させていただきましたが、全体を見直した段階で、この事業に合併特例債を充てるのが妥当だという判断で、今回は財源更正ということで上げさせていただいております。

さらに、その下に変更ということでございますが、都市再生整備事業、これは穂積中央地区の整備、当初予算で本田地区の道路整備ということで計上させていただいておりますが、今回も事業費の増加に伴いまして1,000万円を増額するというので、合併特例債を充てさせていただいております。

それを全体で、歳入と歳出のバランスを見ていただくとよくわかると思いますが、7ページをごらんいただきたいと思います。

この中で、歳出の総括ということで、最初、教育費を見ていただきますと1億5,000万円、その他、これは公共施設整備基金でございますが、これを減額して、交付税に算入されるとされる合併特例債1億4,000万円の財源更正をさせていただいております。

その上の土木費を見ていただきますと、1,000万円の地方債となっておりますが、これが中

央地区の事業に充てるためのもので、1億5,000万円の地方債を計上させていただいております。

その他の財源については、一般財源について公共施設の整備基金とか特別交付税を計上させていただきました。一財の見直しに伴っての計上をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 4番 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） ありがとうございます。

やはり補正予算で組むべきものなのか、また合併特例債をここに充当するのか、また当初予算のときの1億5,000万の基金に組み込んだもの等、見直しのためにということで、いかにも数字を動かし過ぎではないかなというふうに考えております。また、合併特例債についてということで、本当にきちっと計画を持って進めなければいけないのではないかなあというふうに思っております。

また、合併特例債の今回1億4,000万円を充当しながら、今後の残についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） 今年度も合併特例債事業に精査しながら計上させていただきましたが、残につきましては、24年度が最終でございますが、今現在では約7億が24年度の予算に充当できる部分かと思っておりますが、その充当については新年度予算等編成事業が出た段階で、その事業が妥当なのかということを検討して計上させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

補正予算の説明書の15ページに、土木費、都市計画費の中の公園費というのがございます。この中に、公用財産購入費、土地建物等購入費7,600万というのがございます。これは公園整備の予算だと伺っておりますが、場所と坪単価と広さをまずお聞きいたします。

それから、現在、瑞穂市、特に旧穂積町、その中でも生津地域はほぼ整備されておりますが、JRのすぐ北、それから南、只越の辺も含めて、そして野田野白の辺ですね。ここは公園がない、ない、ないというままに子供たちは成長してしまっています。

そういう中で、公園整備に関しましては、私が今まで耳にしているのを言いますと、まず自治会や地域から、区から希望が出ているところがございますね。これが一つ目です。それから

二つ目として、地権者からここを購入してもらって公園にしてもらいたいというのが、これは非常に多くなっています。都市計画区域では稲作をやっていくことが限界に近づきつつあって、いっそ市に買ってもらいたいという田んぼ所有者が多いので、これが日に日にふえていると思うんです。これが二つ目ですね。それから三つ目に、この間に議員がかかわっているところがあると思います。いわゆる口ききというものだと思います。これが三つ目です。四つ目に、これが一番大事だと思いますが、市がそれらを全部考慮した上で、この地域には公園がない、必要だ。そして、二つ、三つ、四つ希望があるけれど、価格や位置やそのほかの課題から、ここにつくりたいと市が計画すると。こういうふうには四つが絡み合っていて、公園をどこにつくるかということが課題になったまま、なかなか解決していないという状況だと思います。

その中で、なぜここの公園が優先されるのかと。ここよりも早くから公園の必要性が言われて、なお地権者も承諾していても、購入が、整備が進んでいないところもあるわけですから、その優先順位ですね。全体の優先順位と、ここを優先した理由ですね。以上をお聞かせいただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 公園のまず場所ですが、前回、12月議会に提案しました9カ所のうち3カ所を選定されたのは皆さん御存じかと思いますが、その中でも今回は牛牧地区を選定させていただきました。牛牧五反田地区です。面積的には2,500平米、坪単価10万円ということで予算計上させていただいております。

それで、選び方としましては、前回、客観的に選びました3カ所の中から、今一番人口の伸び率、いろんなことも検討して牛牧地区を選定させていただきました。3カ所のうち1カ所につきましては、人口の伸び率も一つは少ないということもございます。それは穂積地区の方です。それともう一つは、皆さん御存じのようにコミュニティセンターの計画もございます。その辺の熟度もございますので、今回は穂積地区、それからもう1カ所は祖父江地区もございまして、こちらの方についてはいろいろ諸問題もございまして、一番土地の取得熟度が進んでいるところということで、今回、牛牧地区を選ばさせていただきました。

それと、公園の設置方法ですが、以前、平成22年の3月に各議員の皆さんにお渡ししてございますように、瑞穂市都市公園・緑地等基本計画、この際のアンケート等でも公園の設置要望、それから住民の増加率、こういうもの、いろんなことを考えながら選定してきたわけです。特に穂積地区、牛牧地区については、人口の伸び率、それから公園の整備要望もかなり強いものがございます。

それと、先ほど言われましたように、基本的には住民からの要望をまず優先して設置しておりますし、個人からの、例えば買ってほしいとか、いろんな要望は直接は来ておりません。地域の中でそういう話があったかもしれませんが、そういうことではなしに、市の方とし

ては地元からの要望を中心に選んでおりますし、設置範囲については、先ほど議員御指摘のように、特に一部の地区、区画整理事業が終わった地域については公園整備もできております。ただ、大半の地域については、特に穂積地区とか南の方ですね。今度のプラントなんかについては、区画整理をやったことによって都市公園の整備もできておりますが、その他の地域については大半が公園はございません。都市公園らしきものは一部ありますが、大半はございませんので、今、児童遊園という形で神社の空き地を使ったり何かということでございますので、少なくとも都市公園になる2,500平米以上の街区公園の設置をまずしていきたい。それ以上進んだ場合については近隣公園ですね。こういう大きなものの公園整備も公園整備計画の中に持っておりますので、財政とも調整をしながら、そういう土地の取得に当たっていきたくて考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（星川睦枝君） 堀孝正市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からもお答えをさせていただきます。

この公園整備におきましては、私、1期目のマニフェストにうたい込んでおります。そして今、都市整備部長の方から申しあげましたように、公園整備計画も立ててございます。そして今回、2期目の私の基本的な理念、「人と自然に優しい災害に強いまちづくり」、この災害に強いまちづくりですね。当然市街化の中におきましては緑の住空間、これはもう災害がなくても当然とらなくてはいけない。おおむね3%ぐらいの面積はとりなさいよと。これは46年の線引きがされました都市計画に入ったそのときから、本来は区画整理か何かで整備して3%はとってなくてはいけない。

生津地区は、そういう形で整備がされておりますから3%とられております。ところが、他の地域の市街化の中はそうではありません。とても市でそれだけの整備はできませんが、最低限の整備はしていかななくてはいけない。

そんな中におきまして、私は災害に強いまち、やはり災害があったときの退避所、避難所ということからも、今回、強く、東日本大震災を見まして感じておるところでございます。

そういう中におきまして、私の2期目におきましては、この公園整備、しっかりと取り組んでいくことを申し上げておきます。

そして、今回提案させていただいておりますのは、都市整備部長の方から申しあげました、過去に提案をさせていただきました。いろんなことがありましたが、一つずつ熟度の高いところからというところで、今回、上牛牧のところを一つ取り上げさせていただきました。これは十九条の通学しておる子供たちは、途中で休憩をして、本当に2.何キロございます。そういうコースにもなります。そういうことも考えまして、まず一番に整備をさせていただきたいと。そういう形で出させていただいておりますし、いよいよ22年度決算の状況も出てまいります。そういう剰余金等々の中で、9月議会においても許す範囲でまたその計画を出させていただき



たい、そういう気持ちを持っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 期待しております。

1点だけ確認させていただきますが、先ほど穂積地区よりも牛牧地区の方が人口の伸び率が高いと、穂積地区の方が低いと言われましたが、全体的にどれくらいポイントが違うのかをお聞きしたいのです。低いとしても、比較すれば高い低いは出るでしょうけど、穂積地区も日に日に、恐らく中川と長良川の間、21号線から南の間はもう田んぼはなくなるだろうという勢いで家はふえているわけですね。ですから、全体としてふえているわけで、順番をすればそっちよりはこっちの方が低いというふうに出るんでしょうけれども、具体的な数字をちょっと教えてください。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 手元にある資料でいきますと、校区ごとで一応拾っております。牛牧地区については、数字的には34%、穂積地区については3%という数字がございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 穂積地区というのは、それはどこのことを言っているんですかね。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 今申しましたように、小学校区単位で把握をしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 牛牧地区は34%伸びて、これがどの期間を言っているのかわかりませんが、穂積地区は3%の伸びしかないんですか。そんなに違うもんなんですかね。広さが違うのか、ちょっと確認させてください。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） この資料につきましては、基本計画の方で一応表示しておりますが、ちょっと今手持ちに、その根拠はありませんが、基本的には住民基本台帳の人数と、あと小学校区のエリアで字ごとに拾ってあると思いますので、もう一度確認して、また後から御返事させていただきます。以上です。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

12ページの保育所費、臨時保育士賃金2,406万4,000円の減額、そして保育士派遣委託料2,888万1,000円の新たな計上、この点に絡んで御質問を申し上げたいと思います。

たしか21年の6月議会であったかと思えますけれども、私は官製ワーキングプアを取り上げた中で、非正規の保育士についても執行部の見解をただしたところであります。具体的に、もう一度思い起こしていただきたいんですけれども、そのときの原稿を持っております。

まず、保育士の中には正規がある。そして、瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例では、保育士嘱託員の月額が17万円とありまして、ほかに瑞穂市嘱託員設置要綱というのがございます。そのほかに、このとき問題にしたのは、瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱というのがこの年の3月定例議会の最終日の3月24日に告示29号で出されております。

問題は、この両者を雇用期間、それから年休取得日数、さらには通勤手当等々について比較考量をいたしてみましたが、まず報酬及び賃金につきましては、嘱託員保育士は月額17万円、今日でも変わっておりません。そして、報酬のほかいかなる手当も支給しない、こういうふうに嘱託員設置要綱の中では明記をしております。しかしながら、1号補助職員の保育士は日額8,000円の賃金、経験加算、担任手当、通勤費も支給されることになっております。さらに年休、年次有給休暇では、月額嘱託員の保育士は1年度につき15日を超えない範囲内、1号補助職員の保育士は1年度に10日の範囲内、こういうふうになっております。

今、三つ、四つ見てみましたけれども、非正規の保育士の中で、保育士嘱託員と、それから補助職員、第1号に規定をされておる保育士ですけれども、その労働条件において、今申し上げたような差がある。さらに派遣の保育士がいるということで、同じ職場の中で、子供たちや保護者にとって先生にかわりはない、みんな同じだと思っている。ところが、実際は今言ったような四つの保育士の身分と条件が異なっておる。それが一緒に仕事をしておる。こういうことで、人間関係を含めて、あるいは子供の保育という点についていかなものかということで、直ちにこれらについて再検討しなさいということをこのときに申し上げたところであります。

そこで、その後の検討がどのように行われているのかということをお聞きしたいと思います。そのことが今回の予算の計上とも関連をしていくと思います。

そして、それに係って申し上げておきますと、私も不覚にも気がついてなかったんですけれども、インターネットで例規集を見直してみますと、これいつごろからそうなったかもお答えいただきたいんですけれども、瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱がなくなっておるんですね。瑞穂市嘱託員設置要綱というのはあるんですけれども、瑞穂市補助職員

の雇用、労働条件等に関する要綱というのはなくなっている。これ、なくなっているの、間違いないのかどうか。なくなっているとすれば、保育士の身分、労働条件等はどこに規定をしておるのか、そのことをまずお聞きしたいと思います。

今ここに、ゆうパソコンで打ち込んだやつがありますけれども、これ、今ちょっと。

〔資料呈示〕

3番（西岡一成君） 失礼いたしました。

今、インターネットで例規集の人事の見出しの部分を両方、前と比較してとったんですけども、前のやつには先ほど申し上げた瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱がありまして、補助職員、1号、2号、3号等々、その内容を規定しております。ところが、ゆうべとったやつの中からはその要綱が消えているんですね。ですから、どうなったんだということであつと疑問を持った次第でありますので、その点についてもお聞かせをいただきたいと思いません。答弁を受けて、再度御質問をさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 議員御指摘の保育士の賃金の構成ですが、当初、臨時保育士を80名予定しておりましたが、現在66名の雇用しかできていないということです。

それで、私どもは毎月、広報、ハローワーク等で保育士の募集をして、応募があれば面接をしているわけなんですけど、どうしても予定している数に足りないということで、派遣に切りかえるということで対応しておるところでございますが、担任には正職を充てておりますが、サポートとして補助職員、あるいは派遣職員を充てているというところで、募集しても集まらないというのが現状であります。

議員御指摘ありましたが、待遇につきましては今までも随分見直して、改正を行ってきました。賃金も相当上げ、通勤手当、あるいは担任手当、あるいは経験年数加算、こういったものもつけてきましたが、議員言ってみえますボーナスとか、そういった諸手当がないということも集まらない理由かなということをおもっているところであります。

派遣職員につきましては5人を予定しておったんですが、13名お願いしたいということで、増額の補正を上げさせていただいたところであります。以上です。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） 西岡議員、御指摘いただきましたインターネット上に瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱が外れているというところがございますが、インターネットの情報そのものがどうか分かりません。一度調べさせて回答させていただきたいと思いません。この要綱に関しては、現実的に補助職員等雇用がございますので消えていないと思いませんが、その辺もあわせてちょっと調べさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今御答弁をいただきましたけれども、要するに要綱はあるけれども、変わっていないけれども、インターネットで何らかの事情で抜け落ちているということなのか、この要綱はなくしちゃったと。廃止をしたと。その前にも日々雇用労働者の要綱がありました。それをなくして今の補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱に切りかえた。切りかえて、まだ21年の3月からですから2年ちょっとしかたっていない。だから、これがもし廃止をしたんであるならば、冒頭、私が申し上げたように、非正規雇用労働者の労働条件の格差の問題について、どう検討したのか、どういう総括をしたのか。その結果、廃止をしたということならば、それを言っていたかなきゃいけないですね。

だから、インターネットで、いつも私言っていましたね、例規集、本、あれがないと不便だと。あれは動かないですからね。あれは自分が持ってこなきゃ動かない。中に書いてある字は逃げていかない。インターネットの場合は、何らかの操作等々で消える場合があるかもしれない。百歩譲ってですよ。

ですから、その点をわからんというのもおかしいですね。保育士の職場に四つもあって、その条件の違いが先ほど賃金、報酬、年次有給休暇の問題で、雇用期間の問題。1年だけ先送りするけれども、もうそれでおしまいですよという補助職と。嘱託員の場合は再任も妨げない、こういう規定があるわけですね。だから全然違うわけですよ、それは。

だから問題は、これがなくなったか廃止したかということもありますけれども、その中身ですね。そういうところをどう検討したか。今廃止したかどうかもわからないんですか。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） 補助職員の要綱は、現実に生きていると思います。

今、インターネットの方から削除されているという御指摘でしたが、それは情報がどういう形でなくなっているのかどうかというのが今ちょっとわからないということでございますので、要綱自体はあると思います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） あるというふうに私は認識しておるということですけど、それが全体、執行部として意思統一できたものなのかどうかという、そのことですね。そこをしっかりといただきたい。

逆に、もしウェブで、何らかの事情でなくなったということになると、ウェブ上における問題点というものも一つ出てくるだろうというふうに思いますね。ですから、その点については早急に調べて、その答弁自体がおかしいわけですから、責任を持って答弁しなきゃいけない。またお答えいただきたいと思います。

については、やはり今言ったような差があると認識しているということを前提にして話を進めると、じゃあ先ほど申し上げたような諸点における格差というものをどう考えているのか、どう改善するのか。2年前のまま、あるとしてもそのまま推移してきておるわけでしょう。そのところが大事だと思うんです。お聞きしたいと思います。

それから、林次長が申されたように、来ない理由の一つにやっぱりそういう条件もあると思うんですよ。岐阜市であれば、うちの妻なんかも嘱託保育士をやっていますけれども、年2回ボーナス出ますよね。それはわずかなもんですよ、1ヵ月ですから。1ヵ月からわずかなものです。わずかなものでも、夏と冬に十数万ずつ入るだけでも、1月から5月までの家計の赤字分を少しでも埋めたり、自分で買ったかったもので買えなかったものを少しでも買ったりということで、よしまだ頑張ろうかという力も出てくるかどうか知りませんが、少しは精神的にほっとする部分があると思うんです。やっぱり働き続けたい、皆保育士というのは子供が好きですから、子供が好きでなければ保育士はできませんよ、重労働ですからね。子供は大好きです。だから働き続けたい。それを保障し得る環境をしっかりとできる範囲の中でつくっていく。そのできる範囲というのは、1ヵ月の夏と冬のボーナスは出せないのかどうか。それぐらいのことができないのかどうか。それぐらいやってはどうかということも含めて、その検討の経過、並びに今後の検討していく具体的なテーマ等について、しっかりこの場で答えていただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 保育士の云々でございますけれども、今私の方では、先ほど教育次長から申し上げましたように、正職員の部分と日々雇用の部分と嘱託の部分と派遣の部分という、いろんな組み合わせで今行わせていただいております。

クラス担任におきましては正職員をとということで、原則それを維持しておる状況でございます。しかるに、補助職員と派遣ということにつきましては、いわゆる加配ということでの考え方です。その加配につきましては、若干障がい児があるとか、うまくスタートできないクラスに重点的にいきたいということで、幼稚園も踏まえた上でそういった人事配置を考えております。

それから、嘱託につきましては、現在、勤務時間につきましては6時間ということでお願いをしております。それから、日々雇用職員さんの勤務時間については8時間云々ということでの考え方で来ております。

そういった現場で、それぞれのクラス担任の中で、たまには先生が休暇をいただくとか病休とか、そういうことについては日々職員の方でお願いしておる状況もございますけれども、現場におきましては正職員が必ず担任を持つということで、今運営をさせていただいております。

それから、日々雇用職員の皆さん方につきましては、毎年、私の方も職員の募集をしており

まして、職員の募集に毎年応募をしておられる方もございますが、その試験を受けていただくということで、正職員になっていただける措置は考えております。

そういった意味では、また現場で勤務成績はどうであったとか、そういったことも試験の採用については考慮している状況もございますので、頑張っただけのだろうというふうに思っております。

そういう実情で動いておりますけれども、日々雇用職員については原則1年ということがございますので、その辺を踏まえた上で、ボーナスについては今は考えてはおりませんけれども、日々雇用職員につきましては、いつやめられるか、あるいはいつ退職されるかという関係もございますので、一概にボーナスを出すということは今のところは考えておりませんけれども、先ほど林次長から話がございましたように、今募集の状況が、このように当市の状況の募集の内容と現実と不一致ということになっておりますので、その辺の解消は今後も続くんではないかなあというふうには想定しております。

今、子供さんの出生率が高いわけでございますけれども、ここ一、二年が山ではないかなあとは思っておるわけですが、そういったところの不足をどのような形で埋めていくのかということも考えていかなければならないと思いますので、この4体制をどのようにまた組み合わせしていくかということも考えて、それぞれの制度を見直す場合も出てくるかというふうには思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今、副市長の答弁をいただいたんですけれども、私、いつも言っていますけれども、具体的な中身が全然伝わってこない。抽象的にほわっと答弁されたけれども、私、先ほど質問した具体的内容に対する答弁としては、全然すれ違う、はっきり申し上げて。

今のような答弁であれば、聞かなくてもわかるんだ、はっきり言って。聞かなくてもわかる答弁は結構なんです。聞きたい答弁をお願いしたわけなんです。

さっきから何回でも申し上げるけれども、保育士嘱託員については17万円で、その他一切の手当は出ない。ところが、保育士の1号補助職員については経験加算も出ますよね。通勤手当も出ます。それから担任手当が出る。大体、そもそも補助職員といいながら担任をやるんですよ。やったらそれを手当、こういう考え方自体についても本当は問い直さなきゃいけないんです。補助職員で担任をやっておるんですよ。担任をやれということは、大変な責任を持つんですよ。それが補助なんですね。

だから、いずれにいたしましても、そういう内容について整合性があるように、きちんと総括をする、そのことが執行部には必要じゃないかと。だから、総括の立場から質問をして、ウェブにそれが出ていないから、どうなっているんだと。総括して、もうやみに葬ったのか。要

綱だから、我々に見えなくてもいいから、議会に必要がないから、議員は何にも知らんから、そんなものなくしてしまっておけというように思ったのかどうか。順番に頭がぼけてきたから、被害妄想でだんだんそういうことを思いたくなってくる、本当に。

だから、ぜひ今申し上げたところ、部長、わかるでしょう、言っていることが。だから、その具体的な中身のことについてどうするかということをお答えしてくださいと言ったの、聞きたいことは。もう副市長がダメならば企画部長でも。

議長（星川睦枝君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 大変私の言葉が足りないのか、理解できないという話でございますけれども、嘱託員につきましては勤務時間が6時間でございますので、その辺の8時間との差をどのように考えるかというのは、議員御指摘の内容の中で御理解いただけたらというふうに思いますし、それから担任手当がついておることでございます。この件につきましては、先ほど申しましたように、病休とか産休補充とか、そういったところのことでございますので、それを永久的に担任手当をつけて云々ということではなくて、1年の間の中でのそういった補てんをするといいますが、代替職員としての勤務をしていただくということでございますので、その辺を十分御審議の中で考えていただけたらというふうに思います。

今後の内容につきましては、先ほども言いましたように、当市においては保育士の状況が4的な面からの採用状況になっておりますので、その辺はどのようにしていくかということも、賃金体系もありますし、勤務体系もあります。ただ、勤務時間を嘱託のように6時間、短くして日々雇用をしてはどうかという意見もございました。これにつきまして、子供さんの考え方からいうと、やはり途中で先生がかわるのはいかなものかなということもございます。毎日毎日顔を見ていただくというのは、2人、3人体制の中で先生と親しくしていただくということもございます。ただ賃金とか、そういう面からの考えではなくて、やっぱり現場からそういった御意見をいただいた中で、どのように保育経営をしていくのか、そういった内容の中から、こういった制度をどのようにしていくかということをお考えた方がいいんじゃないかなというふうに私は思っておりますけれども、そういった面も含めて、今後検討をする課題があればしたいというふうに思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） もう一回だけ言っておきます。

検討する機会があればと、そういう一番最後のあれば、そんなこと聞きたくない。あればとは、なかったらどうするのか。あるように検討してはどうかと言っておるのに、あれば。言葉じりつかまえるように思われるかもしれないけれども、物すごく大事なことですよ、執行部の姿勢として。住民に対する説明責任を果たすべき執行部が、これこれがあればと。あるよ

うにしてくださいと言っておるんですよ。8時間と6時間の2時間の差があったって、お互いにボーナス1ヵ月ずつはやることはできないということにならないでしょう。ボーナスを払うようにしても、それは6時間、8時間の中で比較して、それに応じたようにいわゆる額を決定すればいいわけです。だから、検討する機会があればとか、しなきゃいけないと言っておる、そういうことをしなきゃ。派遣労働者ばかりになったら、派遣労働者は一生懸命頑張ります。本当に一生懸命頑張ると思う。けれども、やっぱり公的保育で継続して子供を保育する、そのことに対する安心・安全、信頼、こういうものは派遣労働になると派遣労働者自身の労働条件も悪くなりますし、そこを考えなきゃだめなんですよ。

だからもう一回だけ、具体的にボーナスのことも含めて、前向きに検討する場をしっかりとっていただく。持てないですか。

議長（星川睦枝君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 金銭が先に走るようでございますが、私、先ほど申しましたように、現場の方で日々雇用さんの保育士さん、あるいは派遣の保育士さん、お見えです。そういったことについては、現場でどのような部分を請け負っていただいておりますのかということは、正職員における保育士というのは、全体を考えて保育経営に当たっていただいております。その補佐につきましては部分的に、例えばこの時間帯を組み合わせしていただいておりますとか、そういったことでございますので、全部が同じような保育士さんとして、同じような勤務内容で、勤務体制全部同じではないということだけは御理解いただきたいと思っております。

先ほど申しましたように、それぞれの現場でございますので、現場の先生方の御意見を聞きながら、今後の体制を見直す中で、もしそういう、言葉が悪かったですが、検討するということがセットで出てこれば、その辺のことは考えてみたいというふうに思いますが、現状は、その内容を見て今後のことは考えていきたいということを申し上げたというつもりでございますので、今後しないと、そういうことではございませんので、その辺は御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第39号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第4、議案第39号平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。



質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第41号について（提案説明・質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第5、議案第41号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、追加議案となりました議案第41号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,320万円を追加し、総額152億1,273万8,000円とするものであります。

一般会計補正予算案につきましては、本定例会の初日に提出させていただいたとおりであります。その後、御審議いただきたい案件が出てまいりましたので、追加上程をさせていただきました。

歳出は、民生費、岐阜県の補助対象事業に採択されたグループホーム整備補助に3,720万円、公債費で過充当分の繰り上げ償還600万円であります。

これらの財源として、歳入では県支出金及び減債基金繰入金で、それぞれ同額計上させていただきます。

さきに提出いたしました一般会計補正予算（第1号）と合わせて適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。追加上程の提案説明とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

議長（星川睦枝君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時12分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、日程第5、議案第41号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第36号から議案第39号及び議案第41号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

#### 散会の宣告

議長（星川睦枝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時13分